

富山県スポーツコミッション規約

(名称)

第1条 本組織は、富山県スポーツコミッション（以下「本コミッション」という。）と称する。

2 本コミッションは愛称を「Sports Link TOYAMA（スポーツ リンク トヤマ）」と称する。

(目的)

第2条 本コミッションは、県内市町村のスポーツ振興の取組み支援、スポーツ大会等の開催支援やスポーツイベントの企画・運営、県内スポーツチームの応援など、スポーツを通じて関係人口の創出と地域活性化を図るため、県、市町村、スポーツ団体、民間企業等の関係機関・団体が一体となって取組みを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本コミッションは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 県内スポーツ施設、スポーツイベントの国内外への情報発信
- (2) スポーツ大会やスポーツ合宿、スポーツイベント等の開催支援
- (3) 県内スポーツチームの応援
- (4) スポーツ人材の育成、会員相互の交流
- (5) その他本コミッションの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 次の要件をすべて満たす法人又は団体は本コミッションの会員になることができる。

- (1) 第2条の目的に賛同し、協力すること。
- (2) 活動拠点（本社、支社、支店など）が富山県内に所在すること。
- (3) 暴力団を利するおそれがないこと。

2 本コミッションの会員になろうとする者は、別に定める参加申込書を会長に提出し、その承認を得ることにより会員となることができる。

3 前項の承認は、会員の要件に該当しなくなつたと認められる場合及び会員としてふさわしくないと認められる場合は取り消すことができる。

4 会員が本コミッションを退会しようとするときは、別に定める退会届出書を会長に提出しなければならない。

5 会費は無料とする。

(役員)

第5条 本コミッションに次の役員を置く。

- (1) 会長1名

(2) 副会長 1 名

- 2 会長は、富山県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、富山県生活環境文化部長をもって充てる。

(役員の職務)

第 6 条 会長は、本コミッションを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(総会)

第 7 条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、次の事項について審議する。
 - (1) この規約の改廃に関する事
 - (2) 本コミッションの事業計画および事業報告に関する事
 - (3) その他本コミッションの運営に係る重要な事項に関する事
- 3 総会の議長は、会長が指名する。
- 4 総会の議事については、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 5 総会の議事については、必要に応じて書面による決議とすることができる。この場合においては、前項の規定を準用し、同項中「出席会員」とあるものは「会員」と読み替えるものとする。

(会長の専決処分)

第 8 条 会長は、総会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

- 2 専決処分された事項は、直後の総会で報告するものとする。

(事業年度)

第 9 条 本コミッションの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 10 条 本コミッションの事務局は、富山県生活環境文化部スポーツ振興課に置く。

(その他)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、本コミッションの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は令和 7 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 本コミッション設立時の事業年度は、設立の日から翌年 3 月 31 日までとする。